

富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）新旧対照表

新	旧																						
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所(以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>〃 針ヶ谷集会所</td> <td>〃 針ヶ谷1丁目38番地</td> </tr> <tr> <td>〃 勝瀬集会所</td> <td>〃 大字勝瀬790番地の1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の許可等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、これをしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</p> <p>第7条 市長は、利用権利者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件</p>	名称	所在地	略	略	〃 針ヶ谷集会所	〃 針ヶ谷1丁目38番地	〃 勝瀬集会所	〃 大字勝瀬790番地の1	略	略	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化的向上と福祉の増進を図るため、富士見市立集会所(以下「集会所」という。)を次の所在地に設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>〃 針ヶ谷集会所</td> <td>〃 針ヶ谷1丁目38番地</td> </tr> <tr> <td>〃 水谷第8集会所</td> <td>〃 東みずほ台2丁目19番地9</td> </tr> <tr> <td>〃 勝瀬集会所</td> <td>〃 大字勝瀬790番地の1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の許可等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、これをしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</p> <p>第7条 市長は、利用権利者が次の各号の<u>一</u>に該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件</p>	名称	所在地	略	略	〃 針ヶ谷集会所	〃 針ヶ谷1丁目38番地	〃 水谷第8集会所	〃 東みずほ台2丁目19番地9	〃 勝瀬集会所	〃 大字勝瀬790番地の1	略	略
名称	所在地																						
略	略																						
〃 針ヶ谷集会所	〃 針ヶ谷1丁目38番地																						
〃 勝瀬集会所	〃 大字勝瀬790番地の1																						
略	略																						
名称	所在地																						
略	略																						
〃 針ヶ谷集会所	〃 針ヶ谷1丁目38番地																						
〃 水谷第8集会所	〃 東みずほ台2丁目19番地9																						
〃 勝瀬集会所	〃 大字勝瀬790番地の1																						
略	略																						

を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等による責任)

第8条 市は、利用権利者が、前条各号のいずれかに該当する理由により、同条の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等による責任)

第8条 市は、利用権利者が、前条各号の一に該当する理由により、同条の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

